

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大泉町長 村山 俊明

市町村名 (市町村コード)	大泉町 (105244)		
地域名 (地域内農業集落名)	吉田東部地区		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月12日 (第2回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の高齢化が進んでおり、後継者が不足している。現時点で所耕作放棄地は少ないが、今の耕作者の人たちが引退した後、荒廃農地化が進んでしまう恐れがある。農業後継者の育成、確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・畦畔除去を行い、区画を一体化することで、大型機械の導入により作業の効率化を図る。
- ・現在行っている水稻の生産を続け、耕作可能な状態を維持し、今ある耕作地を守っていく。
- ・将来的に広域集落営農の法人化による農地の集積・集約化を目指す。
- ・後継者候補がいる農家に対して、家族経営協定の締結や認定農業者の申請書作成支援を行い、農業経営の引継を促し、後継者の確保を目指していく。
- ・農業者の高齢化や後継者不足の中で、農地問題を解決していくため、地域の話し合いを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に耕作する面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農地の大区画化のため基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAの実施している病害防除のための農薬の空中散布などの活用も視野に検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ④麦(畑作物)が隣同士で作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑧地区内の農道・水路等の施設について、担い手及び地権者との話し合いを行い連携協力し、適切に維持管理していく。